

	職 種										
	一般事務職員	技術職員	医師	医療技術員	看護師等	保育士等	給食調理員	技能労務職員	教員・講師	その他	合計
香春町常勤	85	11	0	0	4	26	5	18	3	1	153
非正規	12	0	0	0	2	9	2	0	0	31	56
非正規構成比率	12	0	0	0	33	26	29	0	0	87	27
添田町常勤	124	0	0	1	3	0	0	4	1	1	134
非正規	1	13	0	0	0	0	0	0	0	9	23
非正規構成比率	1	10	0	0	0	0	0	0	0	6	15
糸田町常勤	87	0	6	14	34	23	2	6	0	2	174
非正規	5	0	0	3	24	3	17	5	3	5	65
非正規構成比率	5	0	0	18	41	12	85	45	100	25	27
川崎町常勤	160	0	4	9	30	20	18	7	5	0	253
非正規	15	0	0	0	35	7	12	8	4	0	81
非正規構成比率	9	0	0	0	54	26	40	54	44	0	24
大任町常勤	68	0	0	1	2	0	1	5	0	0	77
非正規	13	0	0	0	0	0	5	4	0	4	26
非正規構成比率	16	0	0	0	0	0	59	44	0	10	25
赤村町常勤	41	0	0	0	0	0	1	0	0	0	42
非正規	5	0	0	0	1	0	2	0	2	8	18
非正規構成比率	11	0	0	0	10	0	20	0	100	20	30
福智町常勤	203	7	5	14	38	27	13	23	0	0	330
非正規	2	0	0	2	2	27	21	12	15	44	125
非正規構成比率	1	0	0	13	5	100	100	34	100	100	27
苅田町常勤	204	43	0	0	7	0	0	0	17	46	317
非正規	17	13	0	2	12	5	0	25	7	69	150
非正規構成比率	8	23	0	10	100	100	100	29	29	20	32
みやこ町常勤	215	0	1	0	12	19	0	0	0	2	249
非正規	3	0	0	5	10	9	4	1	0	28	60
非正規構成比率	1	0	0	10	45	32	100	100	0	100	19
吉富町常勤	60	0	0	0	2	3	5	1	2	0	73
非正規	0	0	0	0	0	3	1	0	0	2	6
非正規構成比率	0	0	0	0	0	100	17	0	0	100	8
上毛町常勤	81	0	1	0	3	7	0	4	1	0	97
非正規	4	0	0	0	3	16	0	1	2	1	27
非正規構成比率	5	0	0	0	100	100	0	20	100	100	22
築上町常勤	183	0	0	0	6	9	22	4	0	0	224
非正規	11	0	0	0	0	0	0	3	0	3	17
非正規構成比率	6	0	0	0	0	0	0	43	0	100	7

は、職種別の全国市町村平均を上回る
は、当該職種に従事職員の半分以上が、非正規職員。
このうち、太字は、非正規率が80以上。

第6表 非常勤職員の報酬、臨時職員との報酬

上記から、常勤の職員の職務と同様の職務に従事している臨時・非常勤職員が多数存在しているという現実を、ご理解いただけたかと思えます。では、臨時・非常勤職員の処遇はどうなっているのでしょうか。

公務員の給与には、「職務給の原則」といわれるものがあります。公務員は、その就いている職務の価値に応じた給与を等しく受け取るというものです。臨時・非常勤職員にこの「職務給の原則」に沿った給与が支払われているのでしょうか。

第6表をみると、年収換算で概ね200万円前後であることがわかります。ただし、福岡県、北九州市、直方市、田川市、うきは市ならびに半数の町村自治体では200万円に達していません。

第7表は臨時職員についてです。大野城市を除いて、200万円超えはありません。年収200万円とは、国税庁民間給与実態調査の全国平均年間給与430万円の約半分、ワーキングプア層のボーダーラインといわれています。

上述した通り、臨時・非常勤職員は公共サービスの主要な担い手となり、

その役割、責任、仕事内容等は、常勤職員とほぼ同様であるという現実にもかかわらず、年収200万円前後かそれ未満というワーキングプア水準の処遇しか与えていないのでは、福岡県内の各自治体は、「官製ワーキングプア」をつくってしまっているといわれても仕方がないのです。

二・この現実をどうみるのか

(1)自治体非正規職員をめぐる4つの偽装
公務職場に勤務する臨時・非常勤職員が抱えている問題を、筆者はここに「4つの偽装」があると指摘しています。

第1は、偽装「非常勤」です。

北陸のある市の公民館に勤務し、地方公務員法3条3項3号に規定する特別職非常勤職員として任用されている彼女の週勤務時間は、常勤職員より1日3分、週で15分短いです。はたして彼女を非常勤職員と呼称してよいのか、本当は「常勤」の職員であって、「非常勤」とするのは偽装ではないでしょうか。

第2は、偽装「非正規」です。四国のある市の保育園に勤務する保育士の彼女は、20年以上継続して同市に任用され続け、正規保育士と同様にクラス担任まで勤めてきました。東京のある区の地域図書館に勤務する男性の非常

第8表 非常勤（3条3項3号、17条）・事務職員 自治体別報酬及び費用弁償等

団体名	任用の 種類 (空欄は 3条3項)	報酬及び費用弁償										年取換算
		報酬の基本額			1時間当 たり換算 額	通勤費用 (費用弁償)		報酬の基本額以外の報酬及び通勤費用・旅費以外の費用弁償			名称及び内容	
		月額	日額	時間額		支給せず	支給	支給せず	支給	支給		
福岡県			6,670		833	1	0	1	0	0	期末・勤勉手当(任用上支給要件を満たす者のみ)	1,732,640
福岡市		197,000			1,653	0	1	1	0			3,438,240
北九州市		107,900			830	1	0	1	0			1,726,400
大牟田市		143,400		0	945	1	0	0	1		時間外勤務手当相当、期末手当相当、退職手当相当	1,965,600
久留米市		178,800	0	0	1,179	0	1	0	1		期末手当相当額を支給(3.36月/年)	2,452,320
直方市			7,400		955	1	0	1	0			1,996,400
飯塚市	17条	164,700			1,250	1	0	0	1		期末手当(年間)2.35月	2,600,000
田川市	17条	116,500	0	0	884	1	0	1	0			1,838,720
柳川市		155,000			1,000	1	0	1	0			2,080,000
八女市	17条	147,000			1,354	1	0	1	0			2,816,320
筑後市					0	0	0	0	0			
大川市					0	0	0	0	0			
行橋市		122,000			926	1	0	0	1		時間外勤務手当	1,926,080
豊前市	17条	133,000			1,058	1	0	1	0			2,290,640
中間市					0	0	0	0	0			
小郡市		0			0	0	0	0	0			0
筑紫野市	17条	166,000			989	1	0	1	0			2,057,120
春日市		172,200			1,026	1	0	1	0			2,133,056
大野城市					0	0	0	0	0			
宗像市		150,000			1,193	1	0	1	0			2,481,440
太宰府市		178,800			1,065	1	0	1	0			2,216,200
前原市		200,500	0		1,542	1	0	1	0			3,207,360
古賀市		139,500			1,108	0	1	0	1			2,304,384
福津市	17条	192,800			1,243	0	1	0	1		時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当	2,685,440
		174,000			1,870	1	0	1	0			3,889,600
うきは市			5,700	0	712	1	0	1	0			1,480,960
宮若市		167,000			963	0	1	1	0			2,003,040
嘉麻市					0	0	0	0	0			
朝倉市		157,000			999	1	0	1	0			2,077,920
みやま市		215,000			1,710	1	0	1	0			3,556,800
那珂川町		172,200			1,025	1	0	0	1		時間外勤務手当、特殊勤務手当(税徴収)	2,132,000
宇美町	17条	149,400	5,600		862	0	1	0	1		期末・勤勉手当	1,732,960
					700	1	0	0	1		特別貸金	1,456,000
篠栗町					0	0	0	0	0			
志免町	17条			760	760	0	1	1	0			1,580,800
須恵町					0	0	0	0	0			
新宮町	17条	140,100			808	0	1	0	1		時間外勤務手当・期末手当	1,680,640
久山町					0	0	0	0	0			
粕屋町					0	0	0	0	0			
芦屋町					0	0	0	0	0			
水巻町					0	0	0	0	0			
岡垣町		0			0	0	0	0	0			
遠賀町					0	0	0	0	0			
小竹町					0	0	0	0	0			
鞍手町					0	0	0	0	0			
桂川町					0	0	0	0	0			
筑前町		152,800			1,091	0	1	1	0			2,269,280
東峰村		0			0	0	0	0	0			0
二丈町		158,000			1,292	1	0	1	0			2,687,360
志摩町		130,000			1,161	1	0	1	0			2,414,880
大刀洗町	17条	145,000			885	1	0	1	0			1,840,800
大木町		0			0	0	0	0	0			0
黒木町	17条	152,500			879	1	0	1	0			1,828,320
立花町		144,500			833	1	0	1	0			1,732,640
広川町					0	0	0	0	0			
矢部村		0			0	0	0	0	0			0
埴野村					0	0	0	0	0			
香春町		140,000			875	1	0	1	0		時間外勤務割増貸金、休日勤務割増貸金、期末特別貸金	1,820,000
添田町					0	0	0	0	1			
糸田町	17条	129,600			747	1	0	0	1		期末手当	1,553,760
川崎町		140,000	0		833	0	1	0	0			1,732,640
大任町					0	0	0	0	0			
赤村	17条	125,000			781	1	0	1	0			1,624,480
福智町	17条		6,400		800	1	0	1	0			0
蒔田町					0	0	0	0	0			1,664,000
みやこ町					0	0	0	0	0			
吉富町		0	0		0	0	0	0	0			0
上毛町					0	0	0	0	0			
築上町	17条	180,000			1,290	1	0	1	0			2,663,200

第7表 臨時職員(22名)・事務職員 自治体別報酬及び費用弁償等

団体名	報酬の基本額			報酬及び費用弁償				年収換算	
	月額	日額	時間額	1時間当たり換算額	通勤費用(費用弁償)				名称及び内容
					支給せず	支給	支給せず		
福岡県		6,670		833	1			1,732,640	
福岡市								1,434,000	
北九州市					1			1,309,200	
大牟田市		6,100		797	1		1	1,636,960	
久留米市		6,200		800	1		1	1,664,000	
直方市		6,400		826	1		1	1,717,677	
飯塚市		6,499		837	1		1	1,740,960	
田川市		6,460		794	1		1	1,404,320	
柳川市		6,900		761	1		1	1,682,880	
八女市		6,300		812	1		1	1,688,960	
筑後市		6,400		826	1		1	1,717,677	
大川市		6,900		761	1		1	1,682,880	
行橋市		6,300		684	1		1	1,422,720	
豊前市									
中間市	161,500			902		1	1	1,976,160	
小郡市									
筑紫野市		6,900		761	1		1	1,582,880	
春日市		6,000		774	1		1	1,600,920	
大野城市	172,200			1,026	1		1	2,134,080	
宗像市									
太宰府市		6,000		774	1		1	1,600,920	
前原市		6,080		810	1		1	1,654,800	
古賀市		6,180		800		1	1	1,664,000	
福寿市		6,000		774	1		1	1,600,920	
うきは市		6,700		712	1		1	1,430,960	
宮若市		6,600		698	1		1	1,431,040	
嘉麻市		6,630		829	1		1	1,724,320	
朝倉市		6,300		813	1		1	1,691,040	
みやま市		6,900		761	1		1	1,682,880	
那珂川町		6,100		787	1		1	1,636,960	
宇美町									
篠栗町			770	770	1		1	1,601,600	
志免町									
須恵町									
新宮町									
久山町	132,000			800		1	1	1,664,000	
栢屋町								1,758,960	
芦屋町		6,700		760	1		1	1,580,800	
氷巻町		6,300		788	1		1	1,639,040	
関原町		6,200		776	1		1	1,612,000	
遠賀町									
小竹町									
陸奥町		6,200		808	1		1	1,650,640	
桂川町		6,360		796	1		1	1,653,600	
筑前町		6,200		776		1	1	1,612,000	
東峰村		6,600		709	1		1	1,474,720	
二丈町		6,000		750		1	1	1,560,000	
志摩町		6,900		738	1		1	1,536,040	
大刀洗町		6,000		805	1		1	1,674,400	
大木町		6,000		774	1		1	1,600,920	
思木町									
立花町		6,200		776	1		1	1,612,000	
広川町								1,734,960	
矢部村		6,000		750	1		1	1,560,000	
星野村		6,950		746	1		1	1,649,800	
香春町		6,400		676	1		1	1,404,000	
添田町		6,600		700		1	1	1,456,000	
糸田町		6,100		762	1		1	1,584,960	
川崎町		6,400		676	1		1	1,404,000	
大任町	116,000			718	1		1	1,493,440	
赤村		6,600		700	1		1	1,456,000	
福智町									
羽田町		4,300		748	1		1	1,556,840	
みやこ町								1,500,000	
古高町		6,400		676	1		1	1,404,000	
上毛町		6,200		787	1		1	1,636,960	
檜上町		6,000		774	1		1	1,600,920	

5

職員の非正規化が進む福岡県内自治体の現状の可視化
 臨時・非常勤等職員をめぐる法・制度課題

勤職員は、主任非常勤という役割を与えられ、地域館の管理責任も担っています。正規職員と同様の職務につき責任を有する彼女、彼らを「非正規」職員と呼ぶのは偽装で、本当は「正規」職員ではないでしょうか。

第3は、偽装「有期」です。

一時的でも臨時的でもない恒常的な業務に期間任用の臨時職員や非常勤職員を従事させるのは、語彙矛盾を超えて、それは偽装です。労働契約法17条2項は「使用者は、期間の定めのある労働契約について、その労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならぬ」としています。期間の定めのある労働契約は、その契約を締結する目的に合致することがまず求められ、通常、恒常的な業務に有期雇用者をあてはめることは慎まなくてはなりません。守られていません。

そして第3の偽装は、第4の偽装へと発展します。偽装「雇止め」です。

民間の労働契約関係であれば、長年にわたり契約期間を更新しつづけた後の雇止めは解雇とみなされ、それが不当であれば解雇に準ずる雇止めそのものが無効とされます。しかし、このような法的保護は公務の有期任用職員に適用されていません。民間ならば解雇とみなされる雇止めが、公務世界では

漫然と行われて法的な保護もない、つまり「雇止め」を装った解雇権の濫用が横行しているのです。

(2) 司法はどう見ているのか

このような4つの「偽装」について、司法の場でその判断が争われてきました。

偽装「非常勤」に関しては、「枚方市非常勤職員退職金・期末手当支給損害賠償請求住民訴訟事件」で、大阪高裁は、2010年9月17日、「常勤職員の週勤務時間の4分の3に相当する時間以上を勤務していれば、常勤の職員であるとの判断を示しました。

事案の概要は、枚方市民である原告が、枚方市長らが行った非常勤職員への特別報酬(退職金)の支給、夏季一時金の支給が、自治法、地公法の各規定を満たさない不法な支出で、被告、枚方市に対し、当時の市長に損害賠償を行うよう請求したものです。

これに対し大阪高裁の判断は、手当の支給を受けた枚方市の一般職非常勤職員は、「地方自治法203条(当時)所定の「非常勤の職員」ではなく、同法204条所定の「常勤の職員」に該当する」というものでした。

つまり、「常勤の職員」「非常勤の職員」の区分は、それぞれの職員がどのような呼称によって任用を受けたかという形式的な理由によって区別されるものではなく、「常勤の職員」とは、

地方公務員としての勤務に要する時間が普通の労働者の労働時間と同程度の勤務時間であり、かつ、その者の生活における収入の相当程度を地方公務員としての勤務に依存する職員を指し、枚方市非常勤職員の勤務時間は、少なくとも週4日ないし月15日の出勤で、週勤務時間数は最短の職務でも29時間を超え、常勤の職員の週勤務時間「38時間45分」の4分の3に相当する時間以上を勤務しているから、「常勤の職員」だとしたのです。

第2の偽装「非正規」に関してはどうでしょうか。

2008年7月30日の「東村山市非常勤嘱託職員退職金支給損害賠償請求住民訴訟事件・東京高裁判決」では、「東村山市の嘱託職員は(中略)、その職務内容も常勤職員と同様であり、勤務実態からみて常勤職員に該当する」とが認められる」との判断が示されました。

2の事件は、東村山市に勤務していた非常勤嘱託職員に退職金を支給したのは、地方自治法203条の2に違反する違法な公金の支出であるとする住民訴訟です。

東京高裁は、その原審である東京地裁判決(2007年12月7日)の判断枠組みに沿った判決を出しました。東京地裁は、「東村山市の嘱託職員の勤務の内容及び態様、嘱託職員の導入の経過及びその役割、並びに報酬の額の

定め方その他の待遇等の取扱いなどの諸事情を総合的に考慮すれば、(中略)本件嘱託職員らを始めとする嘱託職員については、地方自治法203条1項の「非常勤の職員」(中略)に類する者というよりも、むしろ同法204条1項にいう「常勤の職員」に該当するものと認めることが相当である」との考え方を示していました。つまり、勤務実態が常勤職員と一緒なら、「常勤の職員」「正規職員」というものです。

偽装「有期」、偽装「雇止め」に関しては、最近の裁判例では、「中野区非常勤保育士再任用拒否事件・東京高裁判決」(2007年11月28日)が、特徴的な判断枠組みを示しています。

事件の概要は次の通りです。
任用期間を1年間として、9回から11回にわたり、2003年度末まで再任用されていた中野区立の保育園の原告ら非常勤保育士(いずれも地公法3条3項3号特別職非常勤職員)について、2004年度から指定管理者制度を導入するため非常勤保育士制度を廃止することから、「2004年3月31日をもって任期満了」となると通知し、2004年4月1日以降彼女たち非常勤保育士らを再任用しなかったことに對し、非常勤保育士らが、「再任用しなかったことは解雇権の濫用で無効」であるなどとして、非常勤職員としての地位の確認と報酬の支払い、再任用に對する期待権の侵害を理由とする損

害賠償を求めたものです。

これに対し東京高裁は、「実質的にみると雇止めに対する解雇権濫用法理を類推適用すべき程度にまで違法性が強い事情の下に、被告（中野区）は、原告（非常勤保育士）らの期待権を侵害した」と明言し、「（任用更新の）期待権」を国家賠償法の対象として、「報酬の1年間分に相当する程度の慰謝料額約200万円を認めるのが相当」であるとして、任用を継続したのと同様の報酬額を支払えという判決を下したのです。

ここで考えねばならないことは、次の点です。

第1に、民間の労働契約関係であれば、長年にわたり契約期間を更新しつづけた後の雇止めは解雇とみなされ、それが不当であれば解雇に準ずる雇止めそのものが無効となります（解雇権濫用法理の類推適用）。

しかしこのような法的な保護は公務員の有期任用職員に適用されません。民間ならば解雇とみなされる雇止めが、公務の世界では漫然と行われ、そして法的な保護もないのです。

そこで第2に、常勤職員とみなされるべき臨時・非常勤職員の差別的取り扱いを禁じ、本人の意に反する雇止めを防止するため、長期に継続して勤務し再任用に関する期待権を生じたと考えられる臨時・非常勤職員に対して、解雇権濫用法理が類推適用されるのと

同じ法的効果が生じるような法整備が必要なのです。中野区事件東京高裁判決でも「公法上の任用関係である場合の（臨時・非常勤職員のような）労働者が私法上の雇用契約に比して不利となることは確かに不合理」で、「反復継続して任命されてきた非常勤職員に関する公法上の任用関係においても、実質面に即応した法の整備が必要」と指摘しているのです。

つまり、解雇権濫用法理を類推適用すべき状況下にある臨時・非常勤職員について、本人の意に反する雇止めそのものを規制する法整備が必要なのです。

3 では、なにをなすべきか

この時点で、なにをなすべきなのでしょうかが

結論は、公共サービスの主要な担い手となった非正規職員をあらゆる点で公務労働における基幹職員としていくことです。これは公共サービスを維持・発展させるためには、避けて通れないことなのです。

従事労働者のパート化が公務より進んでいる（70%）大手小売産業では、パート労働者の基幹化、つまり短時間正社員化が進んできているのです。

では、どうやって、非正規職員の基幹化を進め、これまで述べてきた現実を打開していくのか。解決すべき課題

を3つのルートに仕分けし、考えてみましょう。

第1に、入口規制です。公務の在り方に合わせ、どのような公務員の類型を創るかということです。

ここでは、恒常的・本格的業務には、任期の定めのない公務員Ⅱ正規の公務員を任用するというものを公務員法に位置づけ、臨時的・補助的業務にのみ有期の職員を充てるよう限定することのルール化が必要です。そして勤務時間の長短にかかわらず、恒常的・本格的業務については非正規公務員をその勤務実態にあわせ基幹化する、すなわち、任期の定めのない短時間公務員制度を創設するということが課題となります。

第2に、内容規制と称されるものです。ここでは少なくとも、非常勤職員に諸手当の支給を禁じているように解釈できる自治法2003条の2、2004条の改正が課題となります。そして、パート労働法の趣旨を公務員法の中に法定化し、常勤職員とみなされるべき臨時・非常勤職員の差別的取り扱いを禁じるとともに、全般的に処遇改善に努めることを、使用者としての自治体首長に義務付けることが必要です。最後に、出口規制といわれるものです。

解雇権濫用法理を類推適用すべき状況下にある臨時・非常勤職員について、本人の意に反する雇止めそのものを規

制する法整備が何よりも必要です。

また、不幸にも、雇止めされた非常勤職員の訴訟形式を整備することも重要な課題です。

筆者は、仲間たちと一緒に、いわゆる「義務付け訴訟」（行政事件訴訟法3条6項等）に基づき、一定の要件を有する非正規職員については、使用者としての首長は、任用を義務づけられているということを構成要素として、雇止め裁判に取り組んでいます。雇止めに関わる訴訟形式として、はじめて義務付け訴訟を用いた事例です。

おわりに

「ある人には、トコロツシユが見えて、ある人には見えない、でも誰にも『トコロツシユなんていない』だなんていえるのでしょうか」 by ロナルド・シーガル『トコロツシユ』

過酷な人種差別政策であるアパルトヘイト体制化の南アフリカの黒人たちに伝わってきた妖精に、トコロツシユというのがあります。トコロツシユは、人々に不思議な力を与え、いままでだつたら実現できるなんて思つてもみなかったことが、できてしまうのです。でもそれは、トコロツシユが見える人だけです。トコロツシユが見える人は、どんな中でも活路を見出し、問題解決に向かつて歩みを止めない人たちが

なのです。だけどトコロツシュが見えていた人、トコロツシュがともにいた人も、諦めたり、誰かに頼ろうとしたとたん、トコロツシュはともにいることをやめ、どこかにいつてしまうのです。そうなると不思議な力も消えてしまう。

冒頭で記したように、正規・非正規の間には見えない壁があります。

正規職員は非正規職員の現実は見えず、実は、非正規職員も正規職員の現実は見えていないのです。だからそこに壁が生じてしまうのです。

まずは壁を取り払うことから始めましょう。そんなに厚い壁ではないはずですし、現実をしつかり見る努力をして、改革のための歩みをとめなければ、きつと、不思議な力が湧きあがります。

追記…本稿は、2011年3月22日に行われた自治労福岡県本部主催の学習会で筆者が報告した「臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定にむけた法・制度課題」を下敷きにしています。このような機会を与えてくださった自治労福岡県本部の関係者の皆様に感謝申し上げます。

自治体職員レポート「ふくおかの力」② 「うみがめ課」で貴重な環境を守る



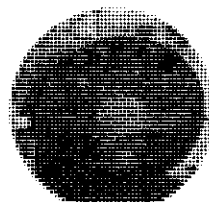
花田 和彦さん (福津市)

福津市は、2005年1月に福岡町と津屋崎町が合併して出来た人口約5万6千人の都市である。

ここには、全国唯一の「うみがめ課」がある。「うみがめ課」は、津屋崎町時代の2002年に誕生し、合併後の福津市もこれを引き継いで、生活環境と自然環境関係の業務を行っている。「うみがめ課」が誕生した初期から中心に関わってきた花田和彦さん（今年4月に8年在籍したうみがめ課から中央公民館に異動）に話を聞いた。

福津市は、玄界灘に面した美しい海岸線を持ち、絶滅危惧種の渡り鳥クロツラヘラサギ、生きた化石といわれるカプトガニなどの生息が確認されており、福岡市近郊にもかかわらず自然豊かな街である。国際希少野生動物植物であるアカウミガメの産卵も昔から確認されていたが、都市化や海岸線環境の悪化などで全国の産卵地と同様に産卵が減少していた。このような中で、1997年からウミガメの産卵ふ化を見守り続けてきた地元住民グループ「恋の浦ウミガメの会」の活動が契機になって、当時の津屋崎町は2002年3月に「ウミガメ保護条例」を制定。同年4月には阿部弘樹町長（当時）の決断で、「環境整備課」を改称して「うみがめ課」が誕生した。

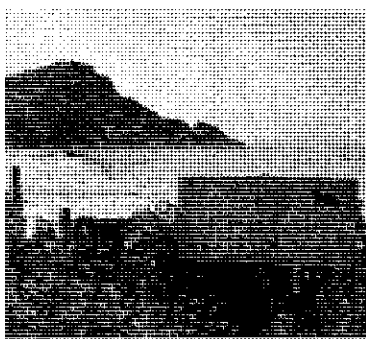
したがって、「うみがめ課」はウミガメを専任でやっているわけではなく、自然環境を所管する環境づくり係



清掃対策係、資材リサイクル係かなってしているが、「うみがめ課」ができたことで、全国的注目度も上がり、住民の間にも取り組みが広がって、海岸清掃などにも子ども会や老人クラブ、市外からたくさんの方ボランティアが集まるようになってきているという。

花田さんは、「ウミガメ保護の取り組みは、住民主導で始まった。最初、住民から『ウミガメが産卵した。どう保護したらいいか』と話が持ち込まれた時には、どこが担当するか役場内で混乱もしたが、その後は連携も進んで見回りや観察をウミガメの会などのグループと一緒にやっている。また、地元小学校の総合学習にも採り上げられており、ウミガメを観察したり授業で話をしたりもしている。他県の自治体などからの問い合わせも多く、実際に産卵地に行ってみ守り方を指導したりもした」と言う。花田さんによれば、「アカウミガメのDNAには6系統しかなく、種の保護が喫緊の課題。絶滅リスクを分散するため、今年、環境省の許可を得て、年間約5千頭が産卵をする屋久島から6頭のアカウミガメが福津市に移され、未解明の移動経路や生態を観察することになった。しかし、先の台風で全部逃げてしまった。今

年、3年ぶりに勝浦海岸で産卵があったが、それが逃げたカメかどうか分らないのが残念だ。事業期間はあと2年あるので何とか成果を上げてほしい。費用8百万円のうち市費は約2百万円で、残りは協賛金やカンパでまかっている。ウミガメ保護団体などのボランティアの方が、自費で屋久島うみがめ館に研修に行っているのには頭が下がる。職員も予算がなくて自費で研修に行ったりしているのが現状らしい。「ウミガメ保護条例」と「うみがめ課」は、これを引き継いだ福津市民の認知度も高く、ウミガメの保護に限らず、自然保護活動や地域活性化、教育現場さらには観光振興に対する寄与も大きい。市内にある県立光陵高校では「うみがめクラブ」が発足し、アカウミガメやカプトガニなどの生態研究・保護活動を始めた。住民と行政の協働が着実に根付いてきていることが分る。今後、ウミガメによる魅力的なまちづくりが期待されている。



福津市の勝浦海岸

めだか塾 ～農村地域特色を活かした助け合い 文化再生に向けた取り組み～

近藤 雅幸（めだか塾前事務局長）

はじめに

まちづくりがしつくり進まない地域やデイトリクトは、住民同士がどこか疎外しあっているように感じられる。疎外しあう時代だからこそ、逆にふれあいを求める関係づくりがきわだつていく。相互信頼と安堵感溢れるまちづくりをめざし「助け合い・ふれあい」を通して何かを創り出していく。こうした時代のやり戻しとも言える他者との付き合い方を、農村地域の資源を最大限に活かしながらおしていく。

福岡県八女市八幡地域は、静かな暮らしの裏側に、地域の後継者育成や過疎化の問題が隠れており、それらの現実からは逃げられない。すでに江戸後期の天保の頃から優良な農村だったと史料に記されており、歴史的には二百年もの米麦農業を持続していることになっている。地域の南端を包み込むように流れる矢部川から、たくさんの用水路や小川が流生している。これらは江戸時代の遺産であり、暴れ川の矢部川を治めると同時に、豊かな稲作地を開拓してきた先人たちの努力の結晶と言える。このような資源を財産と捉え、村社会のメリット、デメリット、そして人々の価値観を包含し、市民との協働の取り組みを積み重ねることによって「まちづくりプラン」を検証していく。

八幡の概観

福岡県八女市は福岡県の南部に位置し、矢部川を中心とした自然、八女丘陵の古墳群、伝統的まち並み、多様な伝統産業、豊かな農産物、さらには天然温泉など、他に誇れる個性的な資源が豊富にある総面積98.66平方キロメートル、人口約4万3千人の都市であった（2006年10月1日旧上陽町との合併後）が、更に昨年（平成22年2月1日）の2町2村（黒木町・立花町・星野村・矢部村）との合併によって、総面積482平方キロメートル、人口約7万人の森林面積が2/3の割合を占める中山間地域の広い都市となった。

集約型農業を推進した市の農産物は生産性が高く、平坦地では施設園芸が盛んで、電照菊、イチゴ、トマトなどが代表的な作物として生産されている。また、市の丘陵地で生産されるお茶は、八女と言えば「お茶」と言われるくらい「福岡の八女茶」として全国ブランドになっており、味・質において日本一を自負する代表的な八女の特産物である。

その南西部に位置する八幡地域（1954年合併後の旧八幡村）は、人口1656人、786世帯で、高齢化率は27%（2007年10月現在）と高い。地元八幡小学校は1998年より全学年1クラスになり児童数150

人強。人口減少と少子高齢化が進む状況を打開しようと、八幡地域内の13地区の自治区長や、各種団体の会談の中ではいつも話題にのぼっていた。

めだか塾による地域づくりの背景と
市民協働事業の芽生え

1998年（平成10年度）八女市より「魅力ある地域づくり」のモデル事業の指定を受け、「八幡魅力ある地域づくり推進委員会」を立ち上げ、活発な活動を展開することとなる。初期段階は、住民参加型まちづくりワークショップを開催。数多くのワークショップ形式の話し合いを重ね、情報収集には歩くのが一番とみんなが笑って言った「むらさき・村歩き」を行い、八幡再発見探訪を重ねた。これらの結果、この八幡地域でのワークショップから、地元民でも未確認の慣わしや遺跡など、予想以上に多くの情報がもたらされた。

こうした独自の魅力づくり活動により成果を重ね、市に対する提言書をまとめあげていく段階が近づいてきた。情報収集作業の最後の仕上げ、地域住民まちづくり意識のアンケート調査の企画が展開していく。これまでのやり方ならば、役所や専門の業者に委託したかもしれないが、委員会としては、自分たちの身近なことを、自ら手間をかけ分析しようという声があった。

2700人の地域住民から、町内、年齢層、男女、職種などを考慮し、無作為に1200人を抽出しアンケート調査を進めていく。戻ってきた膨大なアンケート量の分析には、実際かなりの手間と時間がかかったが、分析整理作業のたびに、一枚のアンケートに込められた人々の本音や将来への意欲が見てとれた。

学生世代は、夜遅くまで開店し明るいコンビニエンスストアを欲しがっている。母親世代は病院がないことを不安に思っている。公共バスがないから自由に買い物や病院へ行けないことを恨めしく思う高齢者の意向が見える。早くこの地から出たい苦惱ぶりを記述した女性は、根強いコミュニケーションに縛られて、無責任な風評を言い合う村社会に疲れたと吐露していた。しかし一方で、「雇用の場さえあるのなら都会に出た子どもが戻りたがっている」という声や、「競争には弱いかもしれないが気持ちの優しいおらかな子どもを育てるには絶対の教育環境です」と喜ぶ親の気持ちも見えてきた。

究極の理想

「親子三世代が
仲良く暮らせるまちづくり」

以上の活動の最終到達地点として、私たちの委員会は、誰もがどこかで懐かしく思い、どこかで心強く思う、究極の理想で、分かりやすい目標「親子三世代が仲良く暮らせるまちづくり」を掲げることとした。そして、そこから20年後30年後に及ぶ八幡地域の将来イメージをシナリオとして描いていく。

現役世代の者たちは、「父母との同居は子どもの教育にとってよくないと嘆く」一方で、「働く人々にとつては昔ながらの子育ては昔ながらの知恵を習得させ、生きる力が身につく」という人達。老人・老々介護や認知症・若年認知症の問題に頭を抱える家族、学校から帰宅しても一人ぼっちの個食、欠食の子どもたち、高齢層、いわゆる祖父母から見た現代層の子や孫には、「子ども達への教育がなっていないと人権教育より愛の鞭」と叱咤される。さまざまな課題が山積するこのテーマ、しかし協働の成り立ちが家庭からしか始まらない。親子三世代が仲良く暮らせる家庭づくりが市民協働への道しるべになると確信し、このテーマを掲げることになった。

八女市長への提言書に少し手を加えた概要版を地域全戸に配布しながら、

さらに「まちづくりシンポジウム」を通し、地域の理解とその実現へ向けて

私たちが具体的にどのような行動をしたらいいのかを、多くの人々と語ってきた。そしてなにより、こうした活動の牽引役として、まちづくり活動グループ新生「めだか塾」が誕生することになる。

めだか塾と八幡木鶏書院、 その成立と展開

委員会の実働部隊として八幡のまちづくりを汗をかこうと、40代、50代のメンバーが中心となり、「めだか塾」と銘打った勉強会を立ち上げていた。小川のメダカが群れをなしながら大きくなるように、ほ場整備事業やかんがい排水事業でコンクリート化された水路に、メダカが早く戻ってくるように、

環境・農業・教育・福祉・文化等の充実を市民との協働でめざすという、さまざまな願いを込めたネーミングである。そのメンバーは、農業経営者、JA職員、公務員、商工業者、保健福祉職等々で地域の子どもたちをはじめ多くの地域住民の笑顔をイメージした活動を念頭に展開していく。

今までの官より用意された施策や事業から、これより真の意味での自ら考えて自ら創る有志の非営利的な集まり「めだか塾」は「自立・連帯・自己解決型」のまちづくりをめざすこととなる。

その後、地域の方の紹介により本地を空き屋敷に置き、メンバーの発案によりこの屋敷の通称を「八幡木鶏書院」と呼ぶことにした。中国の荘子の故事に示された木鶏、すなわち真の存在感を有した者を目指そうという思いから命名されたものである。

めだか塾の成長

2000年（平成12年）6月以降、めだか塾は新たな活動を展開した。基本財源は会員による会費であり、広く会員を募ってきたことがひとつの特徴となっている。

また活動にあたって、基本的に公的資金に頼らずに自らが汗を流すことを前提に資金を調達し、活動を進めていくと意気盛んであった。

以降、具体的な活動テーマは次の13点に集約される。

- ・まちづくり交流拠点としての八幡木鶏書院の有効活用
- ・八幡地域の魅力資源、まちづくり資源の情報化
- ・八幡地域の親子三世代が仲良く暮らせるまちづくりの啓発と実践

- ・町内会（自治会）を横断したまちづくりイベントやシンポジウムの企画と実施
- ・ふれあい朝市（月2回開催／ばさらか朝市と命名）の実行委員会形式

での運営

- ・資源循環型の農業確立と地産地消の実践

- ・田園農村の魅力を生かした地域主体の国際化活動

- ・小学生の登校道路の安全点検と改善提案

- ・花いっぱい運動の提唱と実践

- ・町内案内看板の設置運動の実践

- ・まちづくり人材資源の情報化及びまちづくり後継者育成活動

- ・農村滞在型グリーンツーリズム事業の実践

- ・地域名産物・商品の研究と開発

そしてさらに、こうしたひとつひとつの活動を大きく捉えながら結びつけるものが「善の循環によるまちづくり」の発想である。すなわち八幡地域の村人と相互の信頼関係、支援関係、友好関係、交流を基盤にしながら、一人だけではなく三人寄らば文殊の知恵といった段階的結集を構築し、そこから家族間交流、町内間交流を広く進め、さらには家族を越え、町内を越え、おおいに協働しあいながら、八女市全域の魅力を生かした循環系のまちづくりへ育てあつていこうというものである。

これまでの活動履歴

(1) 八幡の朝市

八幡の朝市は、対面販売を特徴に、JA八幡支所の倉庫を借り、1999年(平成11年度)より、地域の高齢者の生きがい対策と地域の基幹産業である農業を生かしたまちづくりの実践、そして地産地消の推進を図る意味から、毎月第2、第4日曜日に開催してきた。

この朝市は、開催を楽しみにしている人たちも多く、八幡地域はもちろんのこと、八幡以外の人たちとの交流の場(井戸端会議)となっており、たいへん好評であった。また、小中学生も参加し、品物をつくる、そして売るという大変さを通して、けっして学校教育では体験できない生きた学習をしており、出店者の児童・生徒に対する温かい指導、助言等により世代間交流の場ともなった。しかし、JA支所の統廃合により、5年間継続してきた朝市は、開催を断念せざるを得なかった。現在、次なる展開を視野に入れ開店休業状態である。

(2) まちづくり事業

① 福祉バス停留所、及び各町内の神社等へのベンチの寄贈

八幡地域は、八女市で唯一公共交通機関の無い地域で、この事を

解決するために、主に高齢者を対象とした福祉バス「さちかぜ号」が1日に数回地域内を走る事になっていく。しかし、このバス停にはベンチがなく、高齢者は長時間立ったままバスを待っていることが多い。この現状をどうかしたい、ということから、めだか塾の塾生の提案により、福祉バスの停留所及び高齢者のたまり場であるゲートボール場、町内の神社、公民館前等に手作りのベンチを作成し寄贈した。

② やはたマップの作成

地域をくまなく散策することによって、地域の歴史、文化、遺跡、人材等を調査し、八幡マップを作成した。八幡の主要施設や遺跡などを掲載した畳1条ぐらいの大きさの看板である。校区の人々はもちろん、校区外からの来客にもたいへん好評である。各行政区長の協力の下、主要施設を始め町内のポイントごとに設置している。

③ コンサート等の開催

八幡地域出身であるミュージシャンの野外コンサート、全国的に活躍しているミュージシャンを呼んでのコンサートを4回ほど開催した。人も八幡地域の財産であるとの認識により開催してきたが、

めだか塾の活動資金づくりにも大いに貢献することとなった。また、八幡地域とゆかりのあるプロ野球選手に来ていただき、小学生を対象とした野球教室及び朝市会場でのサイン会等も取り組んだ。

④ 国際交流の取り組み

九州大学藤原教授の教室で学ばれている海外の方を招いて、いつしか国際交流に取り組むようになった。「中国語、英語教室」の開催、市内の人を対象とした「中国風手作り餃子教室」、佐賀大学生による鼓弓の演奏会等を実施した。また、木鶏書院には、外国のミュージシャン、芸術家等の滞在も多く、めだか塾塾生や地域住民との交流も盛んである。

⑤ 小中学生との交流(中学校生徒会による地雷撤去カンパ活動)

朝市やベンチの協働作業、やはお宝マップの作成を通じ、小中学生との交流も盛んになってきた。とくに中学生が八幡の朝市に参加し、生徒とめだか塾塾生の協働により、国際貢献として環境にやさしい廃油石鹸づくりを実施してきた。市民から提供された廃油を使い、朝市会場で廃油石鹸を生徒と一緒につくり、熟成期間を経て、会場で廃油石鹸を販売する。この

石嶽の収益金は「地雷撤去資金」として運動団体に寄贈する事になる。数名の中学生と一緒始めたこの運動が、その後生徒会に呼びかけられ、大きなうねりとなり、中学校生徒会あがりの運動となった。現在も小中学生との協働作業を通じ、まちづくりの楽しさを共に学びあっている。

⑥ 会輔堂講座

八幡の新庄地区にその昔あった私学「会輔堂」より命名し、幅広く呼びかけながら公開講座を行ってきた。現在までの主な内容は、「八幡村是にみる八幡の姿」「八女の電照菊の未来について」「八幡における住民が創るまちづくりについて」「市長と語るう住民が創るまちづくり」「隈本繁吉の足跡と業績」「町は人が造った、村は神が創りたも

うた、八幡地域の資源の視点から」「母なる矢部川の魅力発見」「コミュニティ・アートを生かしたアメリカのまちづくり」「江戸時代末期から伝わる国武餅（牛島ノシ氏の組織・紋様）について」「市町村合併について」「中国のエコミュージアム資源調査報告」「朝市のアンケート結果分析」「非営利活動法人育成に向けた研修会」「IT研修会」等々である。

⑦ まちづくり地域リーダー要請セミナー

塾生がひらめいた19年度の市への提案事業で、「八女まち育て地域リーダー養成塾」を開設し、「自らのまちは自ら育て創っていく」をモットーに、まちづくりに精通した講師・アドバイザーの助言をいただきながら講座を実施し、討議を行っていくというものである。まちづくりに関するテーマを設定し、半年約5回に分けてまちづくりに関する調査・研究・実践や企画立案を行い、完了時に報告書をまとめ発表をするものである。めだか塾としてもこの会の中核部隊となった。

⑧ 学校給食の残菜など活用した親子でつくるお弁当給食

塾生数名が小学校とPTAに呼びかけ、小学生と一緒に学校給食の残菜を堆肥化し、熟成された土づくり・野菜づくりの中から、「生きる力、生命の大切さ、農業者の苦勞など」を学ぶものである。栽培された野菜は6種類、給食の食材としても利用し、また1月下旬の学校給食週間に食育授業を実施し、その野菜で親子お弁当づくりを同時に行っていく計画である。

⑨ 農村滞在型グリーンツーリズム事業

八幡地区には野菜、果樹、園芸、茶業、畜産などの農業が盛んであり、また提灯や染物などの伝統産業もある。そのような地域資源の産業を活かした地域ブランドづくりを創造するうえで、都市との交流をつうじ、相互のまちづくりを学ぶ交流拠点づくりに向けた活動も行っている。いわゆるグリーンツーリズム事業である。木鶏書院を滞在の拠点とし、福岡市高宮校区の公民館事業と連携し、どのようなメニューを設定するかのモニター事業を展開中である。

これまでの活動は「新茶手摘み体験、野菜根菜収穫体験、酪農飼養・搾乳見学、電照菊栽培見学、イチゴ狩り、川遊び、農産食材活用バイキング、提灯貼り、染物工場見学等々」、そして木鶏書院における3回の滞在事業である。これまでの活動に係り、参加者の意見要望の中から様々な課題が浮上してきており、今後正式なメニューを検討し設定する予定である。その上で「八幡校区の人々の農村資源の豊富さ・重要性、農村文化の継承、助け合いにおける地域資源活用」などをひろく浸透させていくものである。

⑩ 八女ブランド（PB商品）開発の取り組み

八幡夕方市（仮称）の開発
八幡校区を中心に地域資源を活かした八女ブランド（PB商品※）プライベート・独自製品）の開発と販路の検証及び地域を担う女性グループ・リーダーの育成に引き続き努め、今年度からは地域での八幡夕方市（仮称）を定期に開催、PB商品や食の名人による商品、季節にあつた地域特産品やネットワーク化により関係を持つ地域の加工品販売などによって交流を深め、女性グループ・リーダーのやる気・やりがいの向上、多世代への広がりを視野に、地域住民の更なる賑わいと活力を生み出していく。

⑪ 新八女市のまちづくりを創造する地域づくりの展開

九州新幹線筑後船小屋駅開業に伴う八幡校区の未来を見据えたまちづくりの可能性を探り、また新八女市のまちづくりグループ及びまちづくりリーダーとの交流とそのネットワーキングによる観光資源を掘り起こす。各地域の地域資源を生かしたまちづくりグループ活動に学び、交流し、ネットワーキングを図るための講演会を開催し、各地のまちづくりグループ及びま

ちづくりリーダーにも講演会への参加を呼びかけネットワーク化に努めていく。

今後の活動

めだか塾定例会は原則第2、第4木曜日、木鶏書院で20時から行い、その他は必要に応じて開催している。推進委員会で議論を始めて10年以上を経過、あらためて活動指針「ふれあいと支えあいの結び目拠点八幡村構想」を総会で確認した。

今後は、「八幡地域への影響と今後のまちづくり」「市町村合併による今後の八幡地域の課題」「地産・地消による八幡地域の農業の未来について」「農業体験ゾーン八幡における都市との交流グリーンツーリズム展開」「八女ブランド（PB商品開発）の更なる開発と地域資源としての活用」「八幡夕方市の開催」「善の循環による3世代が仲良く暮らせる地域づくりの課題」等のテーマについて研究を行っていく。

おわりに

めだか塾は、共生のまちづくりを創るための自由な団体で、そこには強制は存在しない。まさに「自由・連帯・創造」のNPOである。しかし、一般的にはこのような地域活動に参画する塾生は多忙な方が多い。時間をもってあ

ましている人はあまり参加してくれないのが常事である。このような活動の重要性は認識しているものの、10年にもなると塾生の中にはドロップアウトしていく方がいるというのも現実であり、30名ぐらいいから入れ代わりが生じ、塾生は一向に増えない。「マンネリ化を避け、会費は安く」、形式や結果よりも主体側の私たちが「楽しく・おもしろく」というのが基本なのだが思うようには伝わらない。ソフト事業は難しい面もあるが、参加者の心に響いているのは確かであり、今後も粘り強く取り組んでいきたい。幸運なことに2004年度（平成16年度）第22回まちづくり月間の中央事業として「国土交通大臣表彰」を受賞した。私たちのねばり強い活動への評価だと受けとめておきたい。

はずむ会話と生き活きた笑顔、それはめだか塾が描いた理想のまち。「何もない」という言葉には、病院やスーパー・コンビニといった都会的要素が含まれているのかもしれない。しかし、八幡地域の「自然、歴史、産業、文化、人情」等地域の素材を生かし、「自ら考え、自ら行動する」ことにより、住みやすく、个性的で魅力あふれたまちづくりができることを確信している。今、忘れ去られようとしていた村文化の資源が探掘され、真の分権自治に基づく「新たな胎動」が徐々に八幡の民の心に蘇っている。



PB アイデア商品



体験農園収穫

記憶遺産に筑豊の炭鉱画：

山本作兵衛の697点

(5月26日読売新聞)

国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）は、飯塚市出身の絵師山本作兵衛（1892～1984年）が描き残した筑豊炭田の記録画など697点を「記憶遺産」に登録すると発表した。記憶遺産への登録は日本では初めて。登録されるのは、田川市が所有する絵画585点、日記6点、雑記帳や原稿など36点と、山本家が所有し県立大が保管する絵画4点、日記59点、原稿など7点。作兵衛は14歳から筑豊各地の炭鉱で働き、明治末期から戦後にかけての炭鉱労働や鉱員の生活の様子を描いた1000点以上の水彩画を残した。その一部は、遺族らが、山本が日記をつづった大学ノートなどの遺品とともに、田川市や県立大に寄贈するなどした。田川市と県立大は昨年3月末、海外の専門家を通じて、図録などを添えた推薦書をユネスコに提出し、記憶遺産に登録申請していた。

九州新幹線、在来駅手応え

新駅は苦戦

全線開通3カ月

(6月13日朝日新聞)

九州新幹線・鹿児島ルート全線開通から3カ月、開通前日に起きた東日本大震災の影響が心配されたが、熊

本―鹿児島中央間の利用者数は目標を超えた一方で、一部の駅で利用が伸び悩んだり、バスに客が流れたり、課題も見えてきた。新しくできた駅はとも苦戦している。新大牟田駅も当初の乗降客見込みは一日2300人だが、現実には厳しい。対照的に、在来線と同じ場所にある駅は好調だ。JR九州によると、熊本―鹿児島中央間の利用客は5月15日現在で一日あたり約1万4100人。前年比59%増で目標を19ポイント上回った。鹿児島中央駅や熊本では、観光列車にも効果が表れている。特急「指宿のたまて箱」（鹿児島中央―指宿）と蒸気機関車「SL人吉」（熊本―人吉）の4月24日現在の乗車率はそれぞれ85%、90%と好調だ。鹿児島県によると、4月の鹿児島地区の宿泊客は前年より21%増えたという。観光だけではない。博多―熊本間の定期券利用者は4月末現在で約370人にのぼる。熊本―博多間を通勤する男性は「朝も30分遅く家を出られるようになった」と満足そうだ。

紙おむつ家庭「ゴミ」から資源に

大木町分別収集へ

(6月18日西日本新聞)

「ゴミゼロ宣言」をしてごみ減量を進める大木町が、家庭ごみの使用済み紙おむつを分別収集し資源化することを決め、町議会6月定例会に関連条例案を提出した。環境省によると、家庭

から出る紙おむつの分別・資源化は「全国でも聞いたことがない試み」という。これまで、紙おむつは「燃やすごみ」として焼却処理してきたが、10月から原則週1回、指定袋に入れた上で町内約50カ所に設ける回収箱に持ち寄ってもらう。町が一括収集し、老人ホームなどの事業所から出る紙おむつの資源化で実績を持つ同県大牟田市の処理業者に持ち込む。処理業者はパルプを取り出し、建築用外壁材に再生させるという。既に2008～10年度にモデル地区で試行しており、悪臭などの問題はなかったという。町内全世帯の1割に当たる500世帯から年間1000トンの回収を見込む。町は2008年、埋め立て・焼却処理するごみを2016年度までになくす「もったいない（ゴミゼロ）宣言」を発表。生ごみなどの分別・資源化を進め2010年度のごみ処理量を2005年度比52.7%に減らしており、燃やす家庭ごみの11%（重量ベース）を占める紙おむつの資源化にも取り組む。

「天下り」課長級以上33人

県が再就職状況公表

(7月1日西日本新聞)

県は今年3月末に退職した課長級以上の再就職状況を公表した。県のあつせんで外郭団体などに「天下り」したのは33人に上った。3月末で退職した課長級以上は97人。このうち22人は県

に再任用された。自力で再就職した人や無職を除くと、部長級8人を含む33人が県の外郭団体（県出資比率50%以上、または同25%以上でかつ県が筆頭出資者）や県出資の団体などに再就職した。部長級8人のうち5人は外郭団体の役員に就任していた。県は昨年から、退職時に本庁課長級以上で県が再就職先をあつせんした人の氏名、退職時の役職、退職日、再就職先の団体と役職、再就職日をホームページで公開している。知事や副知事といった特別職の再就職先も公表の対象だが、6月にJR九州特別参与に就任した麻生渡前知事は「県が再就職に関与していない（人事課）との理由で対象外となった。

博多名物の問題解決へ

「屋台課長」任命：福岡市

(7月20日読売新聞)

福岡市は、市の重要な観光資源でありながら、原則「一代限り」の規制により、減少している屋台問題を解決するため、総務省から出向した白井智彦氏を専従ポスト「屋台課長」に任命した。高島市長は、「ぜひ福岡の屋台を救ってほしい。全ての屋台に行き、自分の目でチェックして」と語り掛けた。白井新課長は同市の屋台に行ったことがないといい、「現状や課題について多くの意見を聞き、屋台に足を運んで勉強したい」と抱負を語った。同氏は

抜てきした理由について高島市長は、「東京から来た若い彼の目に屋台はどろろ映るのか、まっさらな視点と若さ、フットワークに期待している」と述べた。

4路線増設 田川市の

コミュニティバス

市立病院への足を強化

(7月21日 西日本新聞)

田川市は10月3日から、新たに4路線でコミュニティバスを運行することを明らかにした。公共交通機関の空白・不便地域の解消や、市立病院へのアクセス強化などが目的。すでに運行中の坂谷・田川病院線と合わせて計5路線となる。新規に導入するのは弓削田地区を經由して大浦地区と市立病院を結ぶ大浦・弓削田線、田川後藤寺駅と田川伊田駅の間で公共施設を回る施設循環線など。2路線が市立病院に入ることで通院の足を確保するほか、鉄道の駅をルートに組み込むことで市中心部への交通利便性を高める。いずれも運行は平日のみで、土日祝日や年末年始は運休する。施設循環線を除く3路線は、1回の乗車が200円の均一料金。市内のタクシー会社に1300万円を支払い運行を委託する。施設循環線だけは市営で運行し、当分は無料。また、コミュニティバスの導入に伴い、市社会福祉協議会のふれあい号と、市の現行の循環バスは

廃止する。

大牟田沖の有明海タイラギが

大量死 佐賀県調査

(7月21日 西日本新聞)

大牟田市沖の有明海で、高級二枚貝タイラギが大量死していることが佐賀県有明水産振興センターの調査で分かった。原因は今のところはつきりしていない。大量死が確認された地点は稚貝の生息数が多い場所のため、同センターは「調査で集めた半数の稚貝が死んでおり、このまま広がれば漁が厳しくなる」とみて、監視態勢を強化する。有明海のタイラギは、国営諫早湾干拓事業(長崎県諫早市)で潮受け堤防が閉め切られた1997年以降、生息数が激減し、不漁の年が多くなっている。2009年度は佐賀県太良町沖で稚貝が大量に育ち13年ぶりの豊漁を記録したものの、10年度は海中の酸素が極度に不足する貧酸素水塊が発生、主要漁場を福岡県沖に移したが、一転して不漁に陥った。

「福岡ごみ処理」国連認定…

排出権取引対象に

(7月26日読売新聞)

福岡市と福岡大学は、両者が開発した地球温暖化ガスを削減するごみ埋め立て技術が、国連気候変動枠組条約機構(本部・スイス)に、先進国間で取

引可能な温室効果ガスの排出削減証明(カーボンクレジット)の手法として認定されたと発表した。この技術を導入した場合に削減可能な温室効果ガスが各国間の排出権取引対象になる。ごみの埋め立て地の底に配水管を埋設することで、土中のバクテリアによるごみの分解を促進させ、メタンガスなどの排出を抑える仕組み。1970年代に開発された技術で、国内の内陸部にある最終処分場の約9割で採用され、「福岡方式」と呼ばれているという。特に生ごみをそのまま埋め立てる途上国では、メタンガス抑制の効果が期待されており、既に中国やベトナムなどアジアを中心に13カ国で導入されている。30ヘクタールの処分場で1日1200トンの生ごみを処分した場合、年間3000トン近くの温室効果ガスが削減できるという。

九電、佐賀知事に配慮し

会談を公表せず

国にも未報告

(8月31日朝日新聞)

九州電力は、やらせメールのきつかけになった佐賀県の古川康知事と前副社長の会談を社内調査で把握していたが、事実を公表せず、14日に経済産業省に提出した報告にも盛り込まなかった。福岡市で記者会見した九電の第三者委員会が明らかにした。郷原信郎委員長によると、九電は「古川知事

の政治責任に重大な影響が出る可能性がある」などの理由から、会談があった事実を伏せていた。委員長就任前の打ち合わせで、九電の真部利郎社長から会談について説明を受けた際、真部社長は「対応に苦慮している」と話したという。

サントリー地域文化賞

北九州高「魚部」が受賞

水辺探索

高校部活で初の快挙

(8月25日 西日本新聞)

地域文化の発展に貢献した活動に贈られる「サントリー地域文化賞」に、高校の部活動として初めて、地域に密着した水辺探索に取り組んだ県立北九州高校「魚部(ぎよぶ)」が選ばれた。同校の魚部は1998年に理科部として発足。主に休日に河川や干潟で水生生物を調査し、市立水環境館などで展示する活動を行っている。主催するサントリー文化財団は授賞理由を「地域密着の調査を10年以上継続し、市民に見てもらうため図鑑を出版したり、観察会を開いたりしている点を評価した」と説明した。

独居高齢者の持病や連絡先

行橋市が「情報セット」作製

(9月2日 西日本新聞)

行橋市は、独居高齢者が急病やけが

に見舞われた際、救護する人がかかりつけ医や持病、緊急連絡先などをすぐ把握できるように、一つの容器に情報をもとめた「行橋あんしん情報セット」を作製した。65歳以上で1人暮らしの約3400世帯に無料で配布する。緊急時に駆け付けた救急隊員や行政職員が、速やかに個人・医療情報を収集し、スムーズな救護につなげるのが狙いで、名前や住所、既往症、かかりつけの病院の連絡先などを記した情報シートを筒状のプラスチック容器に入れ、冷蔵庫に保管。容器には、診察券や薬の処方履歴が載った薬手帳、本人確認のための顔写真も入れる。冷蔵庫の扉などにセットの利用を示す磁石シートを貼り、救助者が見つけやすいようにする。

東峰村、全世帯に

光ファイバー網

独居高齢者の見守りにも

(9月7日西日本新聞)

光ファイバー網を整備し、通信・放送分野でのデジタル化を遂げた東峰村。全約900世帯に引いたブロードバンド(高速大容量)回線を活用して村営ケーブルテレビ放送を流し、情報の共有化を図る一方で、独自の独居高齢者の見守りシステムも稼働させた。5年前、同村は県内唯一、ブロードバンド回線の未普及地域だった。人口流出が止まらず、情報まで過疎化すれば

完全に取り残されるという危機感がデジタル化推進を後押しした。光ファイバー網整備と同時に導入した村独自の「高齢者見守りシステム」は、65歳以上の独居高齢者のうち、民生委員が見守りが必要と判断した人が対象で、既に計50世帯に導入した。テレビが24時間以上電源が入ったままか、電源が消えたままのいずれかの状態になると、役場のパソコン画面に警告が表示される仕組み。職員が電話や直接訪問で安否を確認する。

福岡県、使用済み蛍光灯から

レアアース回収事業

(9月7日読売新聞)

福岡県は、三井金属鉱業(東京)や九州大などと共同で、使用済み蛍光灯からレアアース(希土類)を回収、再資源化する事業を来年3月から始めると発表した。蛍光灯からのレアアースリサイクルを事業化するのは全国で初めて。県は来年度に9.2トン(約4億円相当)の販売を見込んでおり、「価格が急騰するレアアースの安定確保に欠かせない」と意気込む。レアアースは、蛍光灯1本当たり1.4〜5.5グラム使われている。今回の回収対象はセリウムやランタンなど5種類。九州大と廃棄物回収処理業のジェイ・リライツ(北九州市)が蛍光灯から蛍光物質を取り出す方法を担当。三井金属鉱業と日本イットリウム(大牟田市)が蛍光物質

からの抽出と精製、販売を行う。県リサイクル総合研究センターが調整役になり、九州、四国、中国地方の自治体や企業から蛍光灯を回収する計画を立てている。

発電エネルギーは用水路

うきは市で初の試験

(9月22日西日本新聞)

農業用水路の水流で翼状の板を振動させて発電する「フラッタ方式マイクロ水力発電システム」の実証試験がうきは市で始まった。福岡工業大の阿比留久徳教授が考案した発電方法で、実証試験は全国初。ハウスクボなど小規模な農業用電力への活用が期待されるという。農林水産省の「緑と水の環境技術革命プロジェクト事業」に採択された。水流によってうねるように左右に振れる「フラッタ現象」の横の動きを縦軸の回転に変えて発電機を回す仕組み。一般の水力発電と違ってダムなどの大規模施設が不要。河川に比べ安定水量が得られる農業用水路が適しているという。国内の農業用水路の総延長は40万キロで、基幹的な水路も3万7千キロに上るため、広範囲で利用可能。発電効率が上がれば普及の可能性があるという。阿比留教授は「水の流れをそのまま利用し、エネルギーとして取り出せる方法。翼を増やせば相当の電力が得られる。川の流れや海の潮流にも応用できると思う」と話し

ている。

炭鉱遺産「川ひらた」

市民が復元

製作に4年間、

飯塚で「船出」

(9月26日西日本新聞)

筑豊地方を流れる遠賀川で、かつて石炭輸送で活躍した木造船「川ひらた」が原寸大で復元され、県飯塚市で進水式が行われた。川ひらたは水深が浅い遠賀川に合わせ、喫水を浅くして船底を平らにした構造が特徴。明治期には1日600隻が往来し鉄道が普及する昭和初期まで日本の近代化を支える輸送機能を担った。市民有志が製作を始めてから4年、実物を保存する芦屋町中央公民館で採寸して設計図を作り、船体には添田町から切り出したスギの大木を丸ごと2本使った。全長14メートル、幅2.5メートル、重さ約2トン。今月上旬に日本小型船舶検査機構の許可を得て、運航が可能になった。

編集後記

▲東日本大震災から早くも半年。被災者住宅の整備や、全国自治体での被災者受け入れなどが進んだ結果、多くの避難所が閉鎖されてきている。しかし、いまだに3千7百人以上の人が行方不明のまま。復興財源について政府は、所得税や法人税、たばこ税などの臨時増税による手当てを決めたが、与野党協議はこれから。いかにもスピードが遅い▲メルトダウンした福島第一原発は、冷温停止に向けた必死の努力が続けられているが、飛散した膨大な放射性物質への対応はこれからの問題。都内でもセシウムなどの数値が極端に高い特異地が明らかになっており、

パニック寸前の状況だ。汚染土壌の移動先も全く手付かずの状況▲今回は、東日本大震災をめぐる、「社会的責任」と「私的責任」についての基本的な考え方や、地域福祉におけるNPOの役割、被災自治体再建の考え方などを特集している。合併によって生み出された「棄民」は総務省の目論見どおり、という金井先生の指摘は鋭い▲当誌は、漸く創刊時の志にたち返って今年4回発行を決めたのではあるが、気合が不足しているようだ。今後とも定期発行を目指していく決意はしている。引き続きのお付き合いを請う。(よ)